

大阪希望館だより

2019年7月発行

大阪希望館運営協議会

(一般社団法人大阪希望館)

〒531-0041 大阪市北区天神橋7-13-15

Tel.06-6358-0705 Email:kiboukan@kiboukan.or.jp

大阪希望館設立から10年を迎えて

大阪希望館運営協議会事務局

2019年、大阪希望館は設立から10年を迎えました。2008年秋から始まった「リーマンショック」と呼ばれる未曾有の経済崩壊と、それを理由にした「派遣切り」という非正規雇用や派遣労働者の大量解雇の衝撃が社会を包んでいた時でした。大阪希望館は、「ネットカフェ難民」と呼ばれた仕事も住まいも不安定な状態に置かれた若者や、仕事と同時に住まいを失った派遣労働者などの生活再建・人生の再出発を支援するために生まれた団体です。

大阪の労働組合や宗派を超えた宗教者、ホームレス支援団体や社会福祉関係者などが、対策を行政だけに押しつけず、民間のネットワークの力で、行政ができないことをしっかりやっけていこうと設立しました。合言葉は、「大阪のまちを大きなセーフティネットに」です。

2009年5月に、大阪市北区天神橋筋六丁目駅近くに、支援拠点となる相談センターと、無料提供する仮住まい(シェルター)用の居室(個室)5室を設置して支援事業を開始し、7月には運営母体となる「大阪希望館運営協議会」を設立しました。

それから10年間、微々たる力ですが、多くの方々に支えられて、支援活動を続けていくことができました。ありがとうございます。

個室の仮住まい提供をベースにした、包括的な生活再建支援の模索

現在、「支援ハウス事業」と呼んでいる仮住まい提供を土台に生活再建をサポートする事業は、設立以来の基幹事業です。個室の仮住まいを無料で提供しながら、生活相談・就労訓練・求職活動・制度利用・居宅設置を支援するなど、希望館では、当初から生活再建に必要なことすべてを包括的にサポートしています。

また、生活の土台と働くことをしっかりサポートすれば、生活保護に頼らなくても生活再建していける若年層に、生活保護以外の選択肢も用意しようとする試みもありました。当時は、まだ「パーソナル・サポート」や「伴走型」「よりそい型」という言葉さえない時代で、手探りでの出発でした。

支援ハウス事業は資金面もあり、現在は1棟8室(うち1室は談話室)で運用しています。最大時には3棟17室(うち3室は談話室)で運営していました。2009年度(初年度)は全額民間資金で運営し、その後は、行政からの委託や補助、助成団体からの助成金、寄付金などをやりくりしながら運営してきました。2016年度からは、大阪市以外の大阪府内の自治体から、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の利用者の受け入れ支援も行っています。



支援ハウス事業の10年

2009年度から2019年5月までの支援ハウスへの入居(仮住まい提供)者数は317人です。数日から最大9か月の人までいます。卒業(退居)時の行先は、次のようになります。

- 1、居宅確保 131人(うち、就労収入で77人、生活保護で49人、その他5人)
- 2、住込就労 41人、施設(生活保護施設、就労支援施設、一時宿泊施設、簡易宿泊所など)66人。
- 3、実家・親族宅 11人、その他(知人宅、自主退居など)68人。

また、食料や作業の提供などの入居外支援を71人に実施しました。

直近の2018年度は次のようになります。

- ・入居者数 75 人(性別=男 70 人、女 5 人) 支援ハウスは基本男性のみにしていますが、一部女性の受け入れも行いました。
- ・年齢層=10代 3(4%)、20代 19(25%)、30代 14(19%)、40代 14(19%)、50代 13(17%)、60代 6(8%)、70代 6(8%) 年齢層は20代～50代にほぼまんべんなく拡散していますが、60・70代へも広がっています。
- ・退居後の住まい=自主・勧告退去(行先不明)9(12%)、派遣や建設会社の寮・自立支援センター等 16(21%)、実家・知人宅 6(8%)、生活保護施設等施設 16(21%)、居宅契約 28(37%)
- ・退居後の生活状況=生活保護 34(45%)(生活保護を受けながら就労を含む)、就労または求職活動 26(35%)、年金 1(1%)、無職 10(13%)、不明 4(5%) 退居後の生活は、生活保護が半数近くを占めていますが、生活保護を受けていない就労者も3分の1以上います。

若年層の住居喪失の問題は、すでに「失業問題」の域をはるかに超えている。

雇用情勢が回復しても住居喪失に陥らざるを得ない人が存在する問題は、特に若年層の場合は、すでに「失業問題」の域をはるかに超えています。それは、次の状態として表れているからです。

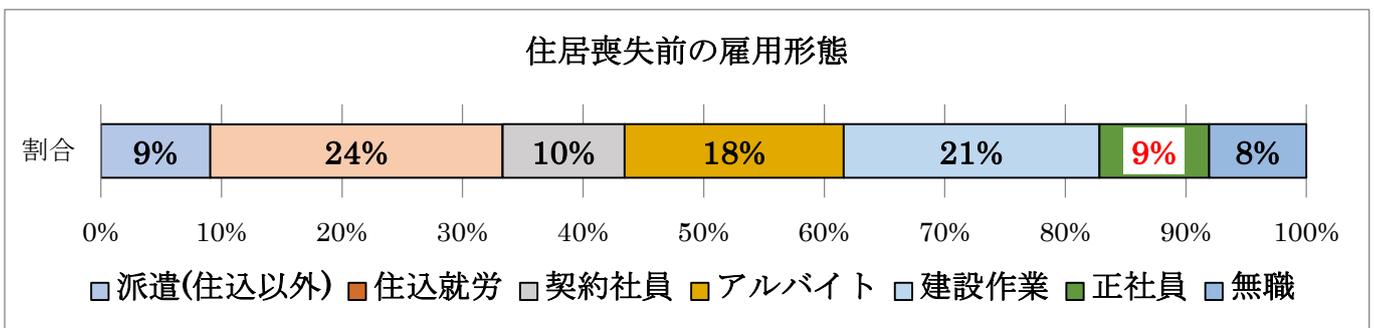
- ① 居住が不安定で、かつ派遣や非正規雇用で働かざるをえない人では、就業と失業の境界がなくなっています。(日単位、月単位で見れば失業しているか就業しているかわかるが、年単位で見れば両者が混在しています。)
- ② 雇用情勢が回復して就職しやすくなっても、就ける仕事はそもそも低賃金で、貯蓄がほとんどできない金額です。そのため、次の仕事に就くまで1ヶ月も開けば、すぐに家賃滞納に陥ってしまいます。
- ③ ひきこもり問題との境界がなくなりつつあります。違いは、家族が抱えてくれるか、(連絡の断絶を含め)抱えてくれる家族がいないかの違いでしかなくなっています。特に、離職に至る主な原因が、職場の人間関係でのつまづきや、メンタルの低下の場合は、顕著です。
- ④ ただし、労働問題であることに変わりはなく、社会福祉政策だけを拡充しても、どうも解決しえないのも事実です。
 - ・住込派遣から生じる「失職・離職→住居喪失」の問題は、雇用契約上、数か月から1～3年単位で就労地域を変えるしかない仕事にしか就けないことに原因があるため、安定した仕事がなければ、安定した住まいを提供するだけでは解決しません。
 - ・社会福祉政策である生活困窮者自立支援法に基づく就労支援事業(就労準備支援や認定就労訓練)は、障がい福祉事業や障がい者雇用並みの配慮をしてくれるため、続けられて自信を持つことができます。しかし、一般雇用で就職した途端、まったく違うものが求められます。両者の間に大きな壁が立ちただかっているのは事実です。

変わらない非正規雇用リスクと学歴分断

住居喪失の問題は、現れ方としては「失業問題」を超えてしまった一方で、しかしその原因が、非正規雇用と学歴の壁にあることは2009年から変わっていません。以下で、2017、18年度の入居者のうち、40代以下の若年層99人を見てください。

1、非正規雇用リスク(住居喪失前の雇用形態)

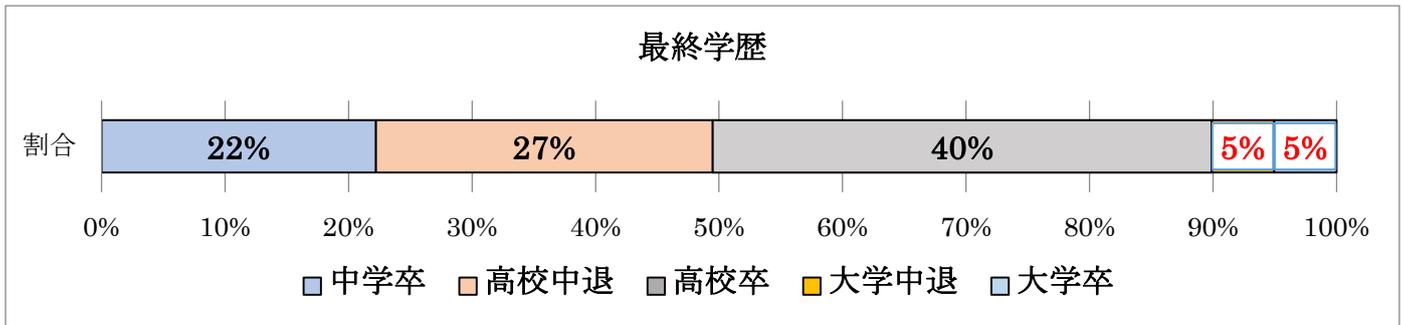
- ・派遣(住込以外)9人、住込就労(建設以外=製造・パチンコ店など。派遣や期間工)24人、契約社員(障がい福祉のA型事業所含む)10人、アルバイト・パート18人、建設作業(おもに住込)21人、正社員9人、無職(主に生活保護)8人。



・住居喪失前の雇用形態が非正規雇用は、83%。正社員はわずか9%。生活保護受給者は8%。

2、学歴分断

- ・中学卒 22人(うち専門学校へ進学3人)、高校中退 27人、高校卒 40人(うち専門学校へ進学5人)、大学中退 5人、大学卒 5人。



- ・中学卒業後未進学は 19 人(19%)。高校までで終了(中学卒・高校中退・高校卒後は進学せず)は 84 人(85%)。
- ・学歴の不利は、就ける雇用形態の不利に直結しています。「高卒後進学者」とそれ以外に、学歴分断が見えます。

非正規雇用リスクと学歴分断の背後に見えるもの

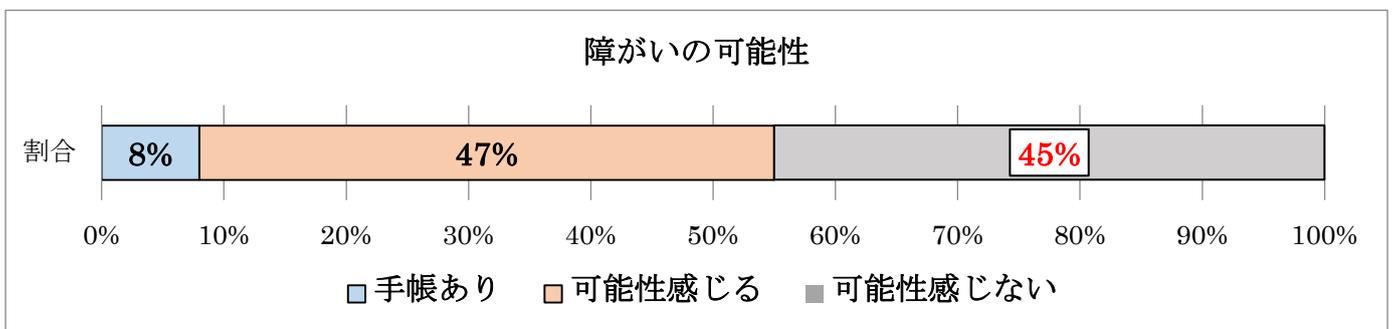
1、育ってきた家庭環境・家庭の経済状況

また、非正規雇用リスクや学歴分断の背景には、家庭の経済的・環境的リスクが横たわっていると考えられます。生活保護家庭、ひとり親家庭や児童養護施設を経験してきた入居者も多くおり、その比率は世間一般の比率よりもかなり高いと考えられます。

2、障がいの可能性を感じる入居者の増加

この数年、リーマンショック後の大不況から抜け出して雇用状況が好転し、住居喪失者の全体数が減っていく中で、目立つようになってきたのは、障がいの可能性を感じる相談者・入居者です。発達障がいや知的障がいの境界域、精神疾患を抱える若年層です。彼ら彼女らのほとんどは、手帳を持つなどの公的支援制度に入っていません。また検査を受けても手帳を取得できるとは限らない人たちも含まれています。今よく言われている「生きづらさ」と呼ばれるものと同じかもしれません。

2018 年度の支援ハウス入居者 75 人のうち、障がいの手帳を持っている人は 1 割に届きませんが、精神科通院歴や知的障がいや発達障がいの可能性が見受けられる人を合わせると、半数を超えています。



- ◆ 精神・療育・身体の手帳保持 6(8%)、手帳はないが精神科通院歴や依存症・知的もしくは発達障がいの可能性を感じる人 35(47%)。

原因としては次の 2 つが考えられます。

- ① リーマンショックの後、派遣や非正規も採用基準がきびしくなり、同時に多岐にわたる技能を求められるようになってきました。それにより、障がい境界域の人たちの中で、派遣や非正規で働く人たちが、そこからもはじかれやすくなったからです。貯蓄ができるほどの賃金はもらえていないので、仕事を続けられなくなれば、すぐに家賃を滞納して住居喪失に追いやられてしまいます。
- ② いま生活再建支援で最大の困難課題は、若年層では、仕事を見つけること以上に、仕事を続けることの困難さにあります。その原因の一つとして、障がい要因に注目せざるを得なくなったからです。

就労系障がい福祉事業の開始

2012～13 年度あたりから相談件数自体は減ってきましたが、発達障がいや知的障がいの可能性が感じられる人が目立つようになってきました。また、① ホームレス状態から生活保護に移った後で障がい者手帳を取得した中年単身層が、行きやすい就労系の障がい福祉事業所が、ほぼ大阪市南部(主に西成区・浪速区)にしかありませんでした。② 障がいの可能性が感じられるが手帳を持っていない人を受け



入れてくれる事業所はほとんどありませんでした。

そのため、2015年5月に「**就労支援センター・ホープ・エッグ**」を開設し、就労系の障がい福祉サービス事業を始めたのです。現在、就労移行支援と就労継続支援B型の多機能型事業所として運営しています。

ホープ・エッグでは、手帳を持って制度を利用できる人だけでなく、障がいの可能性は感じられるが手帳を持っていないために制度を利用できていない人や、支援ハウス入居者(住まいを失った人)も一緒に作業しています。もちろん、制度外利用者を含めて、法的な利用定員数、作業場面積、職員配置基準等は満たしています。ただし、サービス費(支援実績や利用者数に応じて事業所に支払われる報酬)は制度利用者分しか受け取れません。

障がい関係の手帳を持っている人も持っていない人も一緒に作業することは、障がい者雇用等で会社に就職してから、障がいを持たないとされている人たちの中で一緒に仕事をすると生きてきます。「障がい」ということだけで、そうでないとされる人と別のところで別のことをしないとけない閉鎖性に閉じ込められることなく、「多様性」のなかで同じ時間と空間を共有できる経験になるからです。

持っていない人にとっては、障がい関係の手帳を持つこと(検査や判定を受けること)への拒絶感を和らげる効果があります。

手帳を持てる可能性があるが持っていない人で、障がい認定を受けることに、強い拒絶感をもつ人が多くいます。以前から就労先でうまくいかないことが度々あったが、今まで一般雇用で働いてこられたとの思いが強いからです。

ただ、同じ会社でも、一般雇用か障がい者雇用かによって、配慮のされ方がまったく違う現実があります。障がい者雇用という選択肢も選べるようになれば、就労(特に就労継続)への道筋が広がります。選択肢を広げるために、可能性がある人にはできるだけ手帳を取得してもらうことは重要です。そのために、手帳取得への拒絶感を和らげることが大切なのです。



ホープ・エッグでは、2015年度以降、就労移行支援で延41人(うち就職者8人A型へ2人、B型へ15人、現在利用5人、その他11人)、2017年度以降、就労継続支援B型で延20人(うち就職者1人、現在利用12人、その他7人)を支援するとともに、38人を制度外で支援しました。制度外で支援した人のうち14人は、利用中に判定・手帳取得ができました。また15人は、手帳は持っているが、障がい福祉サービスの利用申請をしていない、またはできない段階での利用でした。利用申請してから決定するまで1~3ヶ月かかるため、また障がい者雇用で就職が決まり、すでに申請できる段階ではないが、就労開始日までに生活リズムを整えておく必要があったためです。



大阪希望館を取り巻く環境の変化

10年の時間と、刻一刻と変化する社会の多様化・複雑化は、大阪希望館に「住居喪失者支援」から「障がい福祉」「居住支援」等へと、支援領域の拡大を要求しました。

2012年には、ネットワーク団体である大阪希望館運営協議会のもとに、法人格を持った事業実施団体として「一般社団法人 大阪希望館」を設立しました。同法人を事業主体として、2015年に就労支援センター・ホープ・エッグを開設し、2017年12月には、大阪府から居住支援法人の指定を受けて、低所得者など「住宅確保要配慮者」への入居相談等も始めています。また、チャレンジネット閉鎖直前の2015年3月からは、住まいを失った人、失くそうな人の電話相談・メール相談を実施しています。行政機関からの一時生活支援事業利用者への仮住まい提供の相談を含めて、2015年度194件、16年度247件、17年度262件、18年度246件の相談を受け付けました。

支援ハウス事業への影響

10 年の変化は、支援ハウス事業にもおよんでいます。

現在、住まいを失くした人に個室で一時宿泊(シェルター)を提供する団体は、大阪府内でも大阪希望館、支縁のまち羽曳野希望館をふくめて 6 団体(社会福祉法人 2、その他 4)を確認しています。また大阪市を除く府内自治体では、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業をホテルや旅館でも提供するなど、個室提供を基本とする支援スタイルは広がりつつあります。大阪希望館を開設した 2009 年には、ほぼ存在していなかったことからすると、喜ばしいことです。

しかし反面、生活保護を利用しない就労支援型で、数か月間支援を実施するところでは、個室提供スタイルは、大阪府内では今も大阪希望館以外で聞くことはありません(間違っていたらすみませんが)。また当の大阪希望館も、そうした支援スタイルを維持し続けることが財政上きびしくなっています。無料で個室提供する費用をねん出できる委託事業や補助金も、1 ヶ月をこえて就労訓練等で生活費を支出できる助成金等もほぼなくなっているからです。一時生活支援事業で行政から依頼を受けるケース以外では、失業手当の受給資格がある、すでに働いていて収入があるなど、仮住まいさえ無料で提供すれば、本人の収入で生活費の確保と住居設置費用の積立ができる人しか受け入れにくい事態になりつつあります。今すでに、大阪市内からの相談者には、大世帯、複数人部屋ですが、大阪府が設置している生活ケアセンターやホームレス自立支援センターで何とかがんばってほしいと、アドバイスするしかない状況になっています。

次の 10 年に向けて

大阪希望館は、次の 10 年、どのような支援スタイルで、どのような社会的役割を担えばいいのでしょうか？

社会の経済的な格差はますます広がり、世代をまたいで貧困が連鎖し固定化されてきていると、最近よく言われています。それは、生活に困窮する人たちだけでなく、社会的に孤立した人たちの増加としても現れています。また、個々人の問題だけでなく、高齢の親と無職の子供の問題として語られる「8050 問題」のように、世帯全体の問題としてものしかかっています。

大阪希望館で出会う若者たちを見ても、この 10 年で、「不安定就労」というだけでは片づけられない状況になりつつあることを感じます。希望館に来る「親に頼ることができない」若者には、将来は孤立死が待っており、他方、「仕事をしていないが、かろうじて親元にいることで生活できている」若者には「8050 問題」がのしかかってくることは確実です。「住まいが不安定」か、「住むところはある」かの違いはあっても、経済的困窮と社会的孤立が待っている将来は変わりありません。仕事と住まいが不安定な若者の問題は、障がいやひきこもりの問題ともすでにボーダーレスになっています。

こうした貧困・困窮・孤立等へと広がる問題に対応していけるかが、次の 10 年の課題です。

支援ハウスとホープ・エッグの連動

設立以来の基幹事業である支援ハウス事業は、いずれ財政上の問題、使える支援資源の問題、借りている物件の老朽化の問題等によって、大きな見直しが迫られる時期が来る可能性があります。

そのなかで、昨年度から少しずつ始めているのが、就労継続に困難が見受けられる住居喪失や生活困窮状態の若者等に対する包括型支援です。仮住まいを無料で提供しながら、ホープ・エッグを制度外で利用してもらい、はたらく生活リズムを維持してもらいながら、続けられる仕事をじっくり探してもらいます。一方で、将来の障がい者雇用での就職という選択肢も持てるよう、検査・判定を受けて、取得できる人には療育手帳や精神保健福祉手帳を取得してもらおう、という支援です。

日中の居場所・作業場所を確保しながら、利用できる支援策を上げていく取り組みです。そうすることで、生活費は生活保護をベースにしても、生活保護から生じるマイナスの両側面「生活リズムが崩れて就労から遠ざかってしまうか、無理な就労指導によって疲弊してしまうか」を避ける効果があります。じっくり段階を踏んで、自分に適した仕事を見つけていくことが可能になります。同時に、制度利用者と同じように、内職等の作業工賃を支払い、金銭管理などの生活支援を併用することで、居宅設置(希望館からの卒業)費用の全部または一部を、自分の収入で積み立てることができるようになります。

この方法で昨年度支援した 2 人は、希望館を卒業して部屋を構え、1 人は療育手帳、もう 1 人は精神保健福祉手帳を取得しました。障がい者雇用と一般雇用で働いています。今年度は、独立行政法人福祉医療機構(WAM)の社会福祉振興助成で、希望館と同じ大阪市北区にある更生保護法人和衷会等と提携して、「手帳を持たない触法・ホームレス障がい者等の社会再参加支援事業」として実施しています。

生活困窮や社会的孤立状態に置かれた人への居住支援（支援付シェアハウス）事業の開始に向けて

現在、一般社団法人大阪希望館の事業として、豊中市内に支援付シェアハウスを開設するため、準備を進めています。今後大規模な改修工事に入る予定のため、入居開始は今年末になりそうです。

元々立正佼成会の修養施設として運営されていた建物ですが、一昨年度末に閉鎖されました。この事業では、「関西光潤（こうじゆ）館運



大阪府豊中市

3階建全40室(原則賃貸契約)
 (1階厨房・食堂、共同浴場、会議室など。
 2階・3階居室。各階南向12室・北向き8室

営協議会」という、大阪希望館運営協

議会とは別のネットワーク団体を形成して運営する予定です。立正佼成会をはじめ、新日本宗教団体連合会大阪事務所、支縁のまちネットワークなど宗教者の方々と(一社)大阪希望館で構成し、(一社)大阪希望館が建物管理と入居者へのサポート等を担います。

大阪希望館として賃貸経営は初めてで、手探りですが、進めていきたいと考えています。

関西光潤館は、部屋を借りる資金や頼れる人が全くなくても入居してもらえらる住宅資源として計画しています。入居時の敷金礼金はもちろん、保証人も緊急連絡先も不要とし、事情に応じて保証会社の利用も免除、入居時家賃や火災保険料等も分割で後払いできるようにする予定です。入居した後、必要があれば生活保護を申請し、そうしなくても仕事で収入を得られる人は、働いた収入で家賃を払ってもらうことができます。阪急宝塚線の庄内駅と服部天神駅の間地点にあるので、大阪方面に仕事に通うのは便利です。

必要な人には、金銭管理や服薬管理の支援も行う予定です。公的な金銭管理支援が利用できるようになるまでや、公的支援や訪問看護(服薬管理)等で隙間が生じる日常のサポートができます。建物は内部に廊下があり、炊事設備、食堂、風呂、トイレ等が共同の大規模シェアハウス構造です。そのため、生活に困窮した人や生活支援が必要な人だけでなく、ひとり暮らしは不安、寂しい、孤立感を感じてしまうという人も安心して暮らしてもらうことができます。

逆に、金はないがワンルームマンションなどで完全な一人暮らしをしたい人は、関西光潤館入居中に資金を貯めて、独居生活に移ることもできます。そのために必要があれば、金銭管理と転居先探しもサポートします。

また、建物内の事務所には生活支援員を配置して、日常生活上の相談を受けるとともに、医療や介護・看護、障がい施策や就労支援施策など、制度や社会資源が活用できるようにサポートする計画です。

今後とも、変わらぬご支援ご協力をよろしくお願いいたします。



居室約14㎡(クローゼット含む)



共同浴場(男女各1)



食堂・奥に厨房

2018 年度運営協議会		2018 年度一般社団法人				
収入 (会費・寄付金)	583,668	収入		支出	収支 差額	
支出		事業(障がい福祉・一時生活支援)	28,015,829	人件費		21,079,152
支援ハウス家賃拠出金	1,200,000	寄付金、運営協支援ハウス拠出金等	1,282,797	家賃・水光熱費	6,135,343	
水光熱費、HP 運営委託費	466,654	補助金(居住支援等)	1,373,140	その他経費	2,221,306	
収支差額	-1,082,986	合計	30,671,766	合計	29,435,801	1,235,965

大阪希望館は、市民・団体からの寄付と、様々な助成金、事業費を組合わせて運営しています。

【寄付金の送り先】 ゆうちょ銀行 00980-8-216664 大阪希望館運営協議会

ホームページ <http://www.osaka-lsc.jp/kiboukan/>